

2025 年度 SNS を活用した情報発信委託業務仕様書

1. 委託事業名

2025 年度 SNS を活用した情報発信委託業務

2. 実施目的

2025 年 4 月から開催される大阪・関西万博や瀬戸内国際芸術祭に伴い、四国への旅行者数の増加が期待されるなか、オウンドメディアの SNS（Instagram、Facebook）を通じて積極的な四国の魅力を発信することで、四国の認知度を高めるとともに、四国外からの誘客と四国内での周遊促進を図る。

3. 委託業務の内容（提案内容等）

(1) ターゲット

Instagram 及び Facebook ユーザー

日本や四国、旅行に興味関心がある層

対応言語：日本語、英語、繁体字（※）、タイ語（※） ※Facebook のみ

(2) 実施内容

フォロワー数、いいね数、コメント数、エンゲージメント率の向上に留意しつつ、オウンドメディアの SNS（Instagram、Facebook）を活用して、四国の認知度の向上と四国外からの誘客や四国内での周遊促進が期待できる、四国の魅力・観光情報を発信すること。

なお、本事業で利用する SNS アカウントは以下の 5 つを使用する。

- ・ Instagram（日本語・英語共通） <https://www.instagram.com/shikokutourism/>
- ・ Facebook（日本語） <https://www.facebook.com/t.shikoku/>
- ・ Facebook（英語） <https://www.facebook.com/tourismshikoku.en/>
- ・ Facebook（繁体字） <https://www.facebook.com/tourismshikoku.tz/>
- ・ Facebook（タイ語） <https://www.facebook.com/shikoku.th/>

※ 提案にあたっては、（１）投稿のイメージ（投稿物のデザイン、投稿の見せ方（例：テーマ別で投稿、県別で投稿 等）や（２）フォロワー数やいいね数、コメント数、エンゲージメント率の向上が期待できる効果的な仕組みを具体的に提案すること。

① Instagram での情報発信

機構の Instagram アカウントを利用して次のとおり投稿を実施すること。

ア 情報発信の内容（対象）

四国 4 県の魅力が伝わる観光地やイベント、自然、建造物、アクティビティ等の体験プログラムなど

イ 言語

日本語及び英語（1 投稿内で併記）

ウ 情報発信回数等

通常投稿（オリジナル投稿） … 毎月 8 投稿以上、年間 96 投稿以上

その他投稿（※） … 毎月 2 投稿以上、年間 24 投稿以上

※ オリジナル投稿やUGC (User Generated Contents) 投稿等を活用するなど、通常投稿と異なるアプローチやテイストにより、四国の魅力を発信する投稿を実施すること。

- 例) ・複数の通常投稿をまとめたハイライト投稿
・通常投稿等を活用したモデルコース的紹介投稿
・通常投稿に関連するUGC投稿の紹介投稿

エ 留意事項

- ・投稿にあたっては効果的なハッシュタグを付すこと。
- ・投稿に含まれる全ての画像、動画、文章等のコンテンツについては、著作権や二次的利用権、肖像権、プロパティリリース等に関する権利関係の処理を適切に行い、第三者の権利等を侵害しないように留意すること。
- ・UGC投稿を利用する場合は、投稿元ユーザーのメンションやUGC投稿を利用している旨を言及する等、通常投稿とUGC投稿の判別ができるようにすること。

オ その他 (参考)

2025 年度事業において、当機構では、本事業とは他にSNSを活用した施策を次のとおり実施予定である。

- ・夏に楽しめる涼しい四国のスポット認知・誘客キャンペーン
対 象：日本人
期 間：7月1日～10月31日 (予定)
主な施策：一般ユーザーに四国内の「夏に楽しめる涼しいスポット」を発信してもらうハッシュタグキャンペーンを実施
- ・四国魅力発信キャンペーン
対 象：四国を訪れた外国人旅行者
期 間：7月中旬～10月中旬 (予定)
主な施策：四国を訪れた外国人旅行者に四国内の魅力あるスポットなどを発信してもらうハッシュタグキャンペーン (対象言語：英語、繁体字) を実施

② Facebook での情報発信

機構のFacebookアカウント (日本語、英語、繁体字、タイ語) を利用して、上記①のInstagramの通常投稿と同内容 (要翻訳) の投稿を言語アカウントごとに次のとおり実施すること。

《言語／投稿回数》

- ・日本語投稿 … 毎月8投稿以上、96投稿以上
- ・英語投稿 … 毎月8投稿以上、96投稿以上
- ・繁体字投稿 … 毎月6投稿以上、72投稿以上 (※)
- ・タイ語投稿 … 毎月6投稿以上、72投稿以上 (※)

※Instagram投稿のなかから一部選定して実施。

なお、Facebookで投稿するにあたり、Instagramで投稿した内容 (写真、文章等) をFacebookユーザー層に併せて調整することは妨げない。

③ 目標達成計画の策定とその実施

上記①及び②について下記の目標を達成するため、その目標達成計画 (月ごとの達成目標値の設定、目標値達成のための手法等) を策定 (要提案) し、実施

すること。

《目標（評価指数）》

- ・ Instagram フォロワー数：16,900 人
- ・ Facebook フォロワー数（日本語）：7,300 人

(3) SNS投稿にあたっての留意点

各SNSの投稿に際しては、以下に留意して情報発信をすること。

《運用について》

- ① SNSの運用方針を機構と協議のうえ策定し、これに沿って運用すること。
- ② 投稿内容について事前に機構と十分に協議し、機構担当者の承認を得ること。

《投稿の作成について》

※ 提案にあたっては、投稿内容の作成プロセス（コンテンツの選定、投稿文の作成、画像の選定・加工、機構との協議、機構での確認作業などの一連の流れ）を実施体制とともに提示すること。

- ③ 投稿内容は、機構との協議に先立ち、観光PR（特にインバウンド）に知見のある者から助言を得ること。とりわけ、海外ユーザーにとって投稿内容が配信対象国で受容されるコンテンツであるか否かについて留意すること。
- ④ 投稿内容は、新規・既存のフォロワー層及びターゲットの興味関心に沿ったコンテンツであるか、また、四国への関心や訪問意欲を高める内容であるかを十分に検討したうえで作成すること。
- ⑤ 投稿文は受託者で作成すること。なお、作成にあたっては、十分内容の正確性が担保（ファクトチェック）されるよう、適切な確認プロセスを確立し、前述の「投稿内容の作成プロセス」において、投稿文作成プロセスのみを抜き出して具体的に提示すること。
- ⑥ 投稿文は受託者で翻訳すること。
- ⑦ 外国語については、ネイティブによる言語チェックを受けたものを掲載すること。なお、機械的な直訳ではなく、現地の人にとっても違和感のない内容で発信できる逐語訳となるよう、ネイティブによるチェック体制を構築し、提案書の実施体制に盛り込むこと。
- ⑧ 投稿で使用する写真は、機構が保有するもの（写真家やPIXTA等から購入したもの、観光協会等から提供を受けたもの等）の使用を想定するが、必要に応じて、委託料の範囲内で、受託者で手配可能（例：観光協会等から新規で提供を受ける等）なものも使用可能とする。

《その他》

- ⑨ 投稿では積極的に機構ホームページへの誘導を行うこと。
- ⑩ 機構で独自に各オウンドメディアを用いた投稿や広告等を行っていることから、投稿内容や投稿タイミングの重複がないように調整を行う場合がある。
- ⑪ 受託者は投稿した内容に対して責任を持つものとし、SNSユーザーからのコメントなどの反応があった場合は、必要に応じて迅速にコメントを返すこと。また、投稿に対して批判的な内容や炎上を避けるため、投稿後にはユーザーからの反応を注視し管理すること。なお、必要に応じて、対応方法や回答内容について、機構と協議すること。

(4) 報告書の作成及び提出

① SNS投稿に関する報告書

最低3カ月ごとにInstagram及びFacebook投稿(上記「(2)実施内容」①o及び②)について、「Meta Business Suite」を元に、各投稿内容に対する反応の分析と振り返り、今後の運用方針について報告のうえ、機構と協議すること。なお、分析対象は、受託者が実施した投稿のほか、機構が独自に実施した投稿分を含む機構SNSアカウント全体とすること。

② 実施報告書(全体統括)

業務委託期間終了後、事業全体を総括する実施報告書を作成し、提出すること。報告書では、各投稿の分析のほか、機構が保有するSNSアカウント全体に関する運用方法等の課題や改善策についても提示すること。

4. 作成物に関する権利の帰属等

- (1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件委託の履行に伴い発生する全著作物(地図及び第三者があらかじめ著作権を保有している図・写真・映像を除く)に関する一切の権利は、機構に帰属する。
- (3) 本件委託により得られる著作物の著作権者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張せず、著作権者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (4) 本件に使用するイラスト、写真、映像、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (5) 上記の規定は、第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (6) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

5. その他

- (1) 企画採用後、機構との協議内容により、当初企画提案内容の一部を変更する場合がある。
- (2) 事業の実施にあたり、機構が必要であると認めるときは、受託者と協議のうえ、事業の実施計画の内容を変更することができる。契約の履行について不明な点がある場合は、事前に機構と協議し、これを確定すること。

6. 事業の実施期間

契約締結の日から2026年3月27日(金)

7. 委託金額

6,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)以内とする。